**景品表示法に関する説明会（１/23）　チェックテスト解答**

①ある事業者が実施した表示が景品表示法上問題のあるものであったが、

事業者側に過失がなければ処分の対象にならない。

正解✖：事業者側に過失がなかったとしても処分対象になる。

②SNS投稿等において、広告である旨の記載が書かれている場合であっても、

ステルスマーケティング規制の対象となる場合がある。

正解〇：広告である旨の記載が書かれている場合であっても、広告である旨の記載が　小さく書かれている場合などは、ステルスマーケティング規制の対象となる場合がある。

③ある事業者が実施したNo.1表示が景品表示法上問題のあるものであったが、

調査リサーチ会社から勧誘を受けて実施した場合であれば、事業者自身は

処分の対象にはならない。

正解✖：調査リサーチ会社から勧誘を受けてNo.1表示を実施した場合であっても、

事業者自身が処分対象になる。

御協力ありがとうございました